ー年単位の変形労働時間制に関する協定届(本社一括届出)の申請手順

本リーフレットでは、一年単位の変形労働時間制に関する協定届において本社一括届出を行う場合に、特に注意す る点を中心に申請手順をご説明します。

労働基準法に基づく届出等の電子申請に共通した手順や一括届出事業場一覧作成ツール(ステップ4参照)の入力 方法については、以下リーフレットで詳細に説明していますので、そちらも併せてご参照ください。

電子申請パンフレット「『36協定届』や『就業規則(変更)届』など労働基準法などの電子申請がさらに便利になりました」 https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000919894.pdf

一括届出事業場一覧作成ツールの利用方法

https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001002056.pdf



ステップ1 申請ページに進む

e-Gov電子申請のトップページから「一年単位の変形労働時間制に関する協定届(本社一括届出)」の申請ページに進んでください。(参照:電子申請パンフレット P3~6)

ステップ 2 一括届出事業場一覧作成ツールをダウンロードする

「一年単位の変形労働時間制に関する協定届(本社一括届出)」の申請ページにある「電子申請方法別利用案内」の欄から、「一 括届出事業場一覧作成ツール」の文字をクリックし、ツール(Excelファイル)をダウンロードしてください。なお、同ツールは厚生 労働省HPにも掲載されているので、そちらからダウンロード頂くことも可能です。

e-Govの手続概要

ピズID地子署名省略可	◇ 登録済み
手続概要	1年単位の変形労働時間制に関する協定届について、本社機能を有する事業場の使用者が本社所在地を管轄する労働基準監
根拠法令	労働基準法第32条の4第4項(第32条2第2項の準用)
電子申請方法別利用案内	「体付情報】書面による手続に関する情報の「添付書類・部数」様をご確認ください。 「手続可能な時間」24時間365日サービスしております。但し、年末年始、キシステムの保守等が必要な場合は、上記 ご利用時間内であっても、システム適用停止、休止、中断を行うことがありますので、あらかじめご承知願います。 「一括届出事業場一覧作成ツールの利用について】本申請は、下記リンクよりダウンロードした一括届出事業場一覧作成 ツールにより作成したCSVファイルの添付が必須になります。 一活届出事業場一覧作成ツールの一村が必須になります。 一活届出事業場一覧作成ツールの一村の添付が必須になります。 一活届出事業場一覧作成ツールの一村のあたます。 一活届出事業場一覧で成ツールの一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の
告知(清朝)	【手続対象書】法人,個人 【提出時期】1年単位の変形労働時間制を導入する前。 【手数料(説明)】なし 【手数料(URL)】- 【構動窓口)労働該場監督署 【書置客選】- 【電査器選】- 【電査器選】- 【電査器選】- 【電査器] [別送清朝]必要な書類は全て電子ファイルでご準備の上、電子申請を行ってください。 【備者】 [別送清朝]必要な書類は全て電子ファイルでご準備の上、電子申請を行ってください。 【備考】書面によ手続に関する情報の「記載要領・記載例」は、電子申請システムにより手続を行う場合も必ずご確認く ださい。

厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ 0000184033.html

■ 雇用·労働 労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について

労働基準法等の届出等は電子申請をご利用ください!!

(お知らせ)

☆新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、「36協定届」や「就業規則の届出」などの各種届出・申請は、e-Gov電子申請を利用しましょう! e-Govはこちら

毎年、3月の年度末と4月の年度初めには、労働基準監督署の受付窓口が来庁者の方で混雑いたします。

〇リーフレットはこちら 「新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、労働基準監督署への届出や申請は、電子申請を利用しましょう!」

一括届出事業場一覧作成ツール

時間外・休日労働協定届、就業規則届、一年単位の変形労働時間制に関する協定届については、本社一括届出を行うこと ールを添付して申請頂く必要があります。以下にツールを掲載していますので、適宜ダウンロードをしてご利用ください。

※令和5年2月27日から、時間外・休日労働協定届と就業規則届の一括届出事業場一覧作成ツールが新しくなっています。従 のプルダウンにて選択できるようにしています。また、一年単位の変形労働時間制に関する協定届の本社一括届出が開始され (なお、令和5年2月27日以降も旧ツールはご利用可能です。)

<一括届出事業場一覧作成ツールのダウンロード> ※必ず、申請を行おうとしている手続に対応した一括届出事業場一覧作成ツールを利用してください。 一括届出事業場一覧作成ツールの利用方法は<u>こちら</u>をご覧ください。

【時間外・休日労働協定、就業規則 共通(本社一括)】一括屈出事業場一覧作成ツール
 【一年単位の変形労働時間制に関する協定(本社一括)】一括屈出事業場一覧作成ツール

ステップ3 申請者情報・連絡先情報を入力する

一括届出事業場一覧作成ツールのダウンロードが終了したら、「申請書入力へ」をクリックし、届出内容の入力ページに進みます。 入力ページの冒頭にある申請者情報・連絡先情報の記入欄を入力ください。(参照:電子申請パンフレット P7)

ステップ4 届出の内容を入力する

申請者情報・連絡先情報の記入欄の下部に、一年単位の変形労働時間制に関する協定届の入力フォーマットがあるので、届出記載 事項のうち各事業場で同内容でなければいけない項目はe-Gov上の入力フォーマットに、各事業場で内容が異なってよい項目は「一 括届出事業場一覧作成ツール」にそれぞれ入力してください。



ステップ5 各種電子ファイルを添付する

届出の記載事項を入力し終えたら、次の電子ファイルを添付してください。

 添付書類 提出する書類がある場合、添付してください。 ▲社一括届出事業場一覧CSVファイル 	 一括届出事業場一覧作成ツール 届出力レンダーー覧表 対象期間中の各日及び各週の労働時間並び に所定休日についての別紙(カレンダー)
提出先選択	
提出先の機関を選択してください。	提出先を選
23. 提出先	

届出カレンダー一覧表について

本社におけるカレンダーが複数種類ある場合、

・本社におけるカレンダーの種類数

・支店(支社)におけるカレンダーが本社のカレンダーのいずれの種類に対応しているか が分かるように、以下のような一覧表の形式で記載したファイルを添付してください。

(イ	、メ	ージ	図)
----	----	----	----

	本社におけるカレンダーの種類				
	カレンダー1	カレンダー2	カレンダー3	カレンダー4	カレンダー5
A支店		0	0		0
B支店	0				
C支店			0	0	
D支店	0	0	0	0	0

本社一括届出が認められるカレンダーの種類

ー年単位の変形労働時間制に関する協定届における本社一括届出については、カレンダーについても内容が本社と支社で同一で あることを要件としています。この場合、「内容が本社と支社で同一」とは支社において本社で使用しているカレンダーと同一の ものをカレンダーとして使用しているという意味であり、カレンダーの数まで本社と支社で同一でなければいけない訳ではありま せん。

逆に、本社で使用しているカレンダーと同じカレンダーを全て使用していても、本社で使用していない(本社の労働者に対象がいない)カレンダーを、支社分のカレンダーとして添付した場合は、本社一括届出の要件を満たしていないので、本社一括届出を 行うことはできません。



ステップ6 届出を提出する

これで届出事項の入力は終了となりますので、

- ① 提出先として本社を管轄する労働基準監督署を選択肢し、「内容を確認」をクリック
- ② 届出の内容の画面にて、届出内容に問題がなければ「提出」をクリック

を行うと、申請作業は完了し、届出は労働基準監督署に送られます。

	●- ● ● ▼ 電子申請	お問合せ ヘルプ 💄 .
	申請書入力 申請內容確認	提出完了
☐ 提出先選択		
提出先の機関を選択してください。 提出先を選択	申請內容確認	
	入力内容を確認し、「提出」ボタンを押してください。	
	基本情報	
	申請肖情報	詳細
	法人名	
キャンセル 入力したデータを次の人に渡す場合 申請データを保存 一時保存して中断 内容を確認	申請者氏名	
	住所	

連絡先情報

法人名	
連絡先氏名	
住所	

手続名称

時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出)(特別条項付き)/電子申請

申請書提出対象一覧

中建争々称	時間外労働/休日労働に関する協定届【様式第9号の2(第16条第1項関係)】(一般条項)	🖻 プレビュー
中國古石桥	時間外労働/休日労働に関する協定層(特別条項)(続紙1)	🗟 プレビュー

提出先

提出先	東京労働局,中央労働基準監督署	
-----	-----------------	--

修正